

暴力団にお金を出しちゃダメ!

昨年、道内の飲食店からみかじめ料を徴収した暴力団関係者等に対し、道公安委員会から中止・再発防止命令を発出した事案が出ております。

暴力団を**利用しない**



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です。

暴力団に**金を出さない**



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる。

※ 暴力団によるみかじめ料徴収は
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(暴力団対策法) 第9条4号(みかじめ料要求行為)
で禁止されており、また、暴力団を利用した事業者は
北海道暴力団の排除の推進に関する条例(道暴排条例)
第15条(利益供与の禁止)
により、公表・勧告等行政指導の対象となるおそれがあります。

困ったらご相談下さい



- | | |
|----------------|--------------|
| ○ 函館西警察署 | 0138-42-0110 |
| ○ 暴力追放センター函館支局 | 0138-35-5982 |